

キラムドラ（楔形木簡）に見る「法」の観念

赤松明彦

はじめに

ニヤから楼蘭に至るいわゆる西域南道に沿ったオアシス都市の諸遺跡から、カローシュティー文字で書かれた文書類が多数発見されていることは周知の通りである。行政文書が大半を占めており、3・4世紀頃のこの地域（「クロライナ王国」）の政治と経済の実際を知る上で重要な歴史資料となっている。現在知られているこれらのカローシュティー文書の大部分が、オーレル・スタインによって発掘収集されたもので、そのローマ字転写テキスト（以下KIと略記）は早くに公表され、またT・バローによって、カローシュティー文書の言語研究[Burrow 1937]と英訳[Burrow 1940]が公刊されていることも、よく知られているところであろう¹⁾。カローシュティー文書が、形態的に数種類に分類でき、その形態に応じてそれぞれ特徴的な機能をもつものであったことは別に明らかにした通りである[赤松2001: 375-394]。本稿では、それらの文書のうちで、「キラムドラ」(kila-mudra)と呼ばれる楔形の木簡²⁾を特に取り上げて、そこに見られる「法」の観念について論じることにしたい。

キラムドラは、カローシュティー文書（もんじょ）——ここでわざわざ「文書（もんじょ）」としたのは、いうまでもなくそれらが、「甲から乙という特定の者に対して、甲の意志を表明するために作成された意志表示手段」[佐藤1971: 1]としてのものであるからである——の中でも、王の命令を各州の長官に伝える機能をもったもので、いわゆる下行文書にあたるものである。KI中には、あわせて280点ちかいの楔形木簡が見られる。ただし、いまこの280点という数え方には若干の注意が必要である。キラムドラは、その形態から言えば、楔形をした上下二枚の板からなっている。上下二枚が重なった完全なかたちで発掘さ

1) 新疆においては、近年の発掘調査で多数のカローシュティー文書が発見されている [RRATX 1 and 2]。また、Lin 1996を参照のこと。

2) 王からの命令を伝える楔形の木簡の大半が、「このキラムドラがそちらに届いたときには」という定型文を含んでいることから、それらが「キラムドラ」と呼ばれていたであろうことが解る。「キラ」(kila)は、先端が尖った楔（サンスクリットでkila）を指し、「ムドラ」は印（サンスクリットでmudra）を意味する。「楔形の封印された命令書」ということを表していると考えられる [Stein 1907: 368]。

れたものもあれば、上下いずれか片方だけが発見されたものもある。したがって280点といっても、すべてが完全なかたちのものであるわけではない。スタインが、ニヤや楼蘭から発掘したカローシュティー文書の総計は、KIの番号に従えば765点であるが、楔形をしたキラムドラのほかに、証文や判決文として使われた矩形の木簡もまた上下二枚の板からなるものであるから、この765点という数には、最初から一枚の板や皮革、紙に書かれているもの、上下二枚からなるもので完全なもの、片割れだけのもの、さらには後に一对となることが確認されたものの当初は別々に数えられたものなどが、いずれも一点として数えられていることに注意しておかなければならない。

キラムドラの形態的特徴についてはよく知られているところでもあろうが、1901年に出版された予備調査報告書の中に、スタインによる的確な叙述が見られるので [Stein 1901: 48-49]、ここではそれに基づいてその特徴を確認しておきたい(筆者自身によって、1994年から1998年の間にロンドンの大英図書館とニューデリーの国立博物館において行われた調査の結果も踏まえている)。本稿が目的とするのが、キラムドラに見られる「法」の観念を述べることであってみれば、それがとる形態もまた、その観念の具体的現れとして注目すべき重要な要素であることは間違いないと考えるからである。

キラムドラと呼ばれる楔形の木簡は、大きさが同じ一对の上下二枚の板からなっている。上下二枚の板の一方の端は四角く直線的に切断されているが、もう一方の端はひとつの先端部に向かって曲線的に縁がのびている。先端部付近に、上下二枚を貫いて紐を通す穴があいている。文書の本文は、表面が滑らかに仕上げられた下板のオモテ面に書かれ、その上に上板がかぶせられて文字面が保護されるようになっている。本文が長文になる場合は、上板のウラ面に続けて書かれる。文書の文字は、四角く切断された方の端から書き始められ、長い方の縁に沿って平行に書き進められる。カローシュティー文字は、右から左に書かれる文字であるから、四角い方の端が常に読み手の右側にくることになる。上板のオモテ面は、右端に向かって厚さが増し、盛り上がったところに封泥用の凹部が四角く入念に削り掘られている。封泥用の凹部の縁には、紐をかけるための溝(通常は三本)の切り込みがある。左端の先端部の穴に通した一本の紐を、右端部に延ばし、この溝に沿って二重にまわして上下二枚の板をしっかりと縛り合わせた上で(図1参照)、匣形の凹部に封泥をつめてその上に印を押すのである。

したがって、この封泥印を壊すか、紐を切断するかしない限り、上下二枚の板を分離して文面を読むことはできない。ただし、左端先端部の穴の付近で紐を切断した場合、下の板を右方向へずらすことによって、封泥印の部分を壊すことなく文面を読むことができる³⁾。こ

3) この点は、これらの木簡類を共に調査した靱山明教授(埼玉大学)と共に何度も実際に確かめた。

れに関してスタインは次のように言っている。「封泥印の裏側の幾重かの縛り紐を切断しなければ、上下二枚の板を一對のままにしておくことができた。縛り紐はそんなふう再利用することが可能であった。このことは、この種の文書が保存されるべきものであった場合には、好都合であった」と。ただし、これに続くスタインの指摘にもあるように、左端先端部の穴付近の紐にも封泥印がつけられた場合があるようで、それが壊れずに付いたままの木簡も見ることができる。封泥印は、機能的に考えれば、特定の人物にしか文面を見ることを許さないためのもの、つまり通信の秘密を保証するためのものであったと言えるであろう。しかし、木簡表面の美しい仕上げ方や、封泥印の入念で繊細なつくりを見るならば、おそらくこのキラムドラと呼ばれる文書は、この形態によってこそ、王の権威を象徴し、それゆえに王の命令を伝える重要な文書として嚴重に取り扱われたとすることができるのではないだろうか。

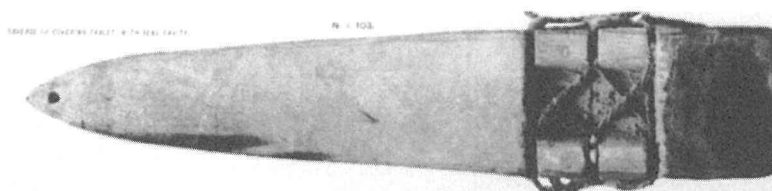


図1 ニヤ出土のキラムドラ (Stein 1907: Plate IC より)

さて本稿は、このキラムドラと呼ばれる文書に見られる「法」の観念を明らかにしようとするものであるが、具体的には、この文書の内にしばしば現れてくる、「法に応じて、判決がなされるべきである」(yatha dhamena niče kartavo) という定型句の分析を通じて、そこから明らかになる「法」の観念を論じようとするものである。具体的な検討に入る前に、ここに言われる「法」がいかなるものでありうるのか、問題点をまず簡単に提示しておきたい。

いまここで「法」と訳したものの原語は、dhamā=dharma である。「ダルマ」が、古代インドにおける最も重要な観念のひとつであることは言うまでもない。「ダルマ」に一義的な意味を与えることは難しいが、「当該のものの存在を内的に堅固に支える内在的原理」と定義することは可能であろう。宇宙における「天則」、社会における「法律」、人間社会にとっての「道徳・習慣」、各人における「義務」、ものの「本質」など、いずれも「ダルマ」であるが、それらが「ダルマ」と呼ばれるのは、そのいずれもがそれぞれの存在を内在的にそのものたらしめている原理だからである。問題は、ではこのようなダルマの観念を、ここで問題とする上の定型句の文脈でもそのまま予想してよいかということである。上の定型句に即して言うならば、具体的な個々の係争についての判決が、それに照らして下されるべきそのものを、「法」と言っているはずであるが、ではそれは実際には何であったかという問題である。はたしてそれは制定された法律のようなものであったのか、それとも成文化され

ていない「習慣」を言っているのか。あるいは「正義」や「道徳」のような社会的な通念なのか。

しかし問題はそれだけではない。このキラムドラは、王によって発せられる命令文書である。そうであるならば、この王の権威を背景にした命令こそが、「法」の実体であると考えられることもできるだろう。つまり、この「法」は、王という外部の権威によって支えられているのだとする考えも、場合によってはあり得るのである。「法」の存在の外部に、それを支える何らかの超越者を予想するこのような考え方は、古代インドの「ダルマ」の観念のうちには、もちろんあり得ない。しかし古代中国の「法」の観念のうちには、大いにあり得るだろう。この形態のカローシュティー文書が、行政文書として使用され効力をもって伝達された地域は、漢の軍事的・行政的支配がすでに百年以上の間及んでいた地域であった。したがって、この「ダルマ」に、中国的な「法」の観念が反映している可能性をはじめから排除してかかるというわけにはいかないだろう⁴⁾。ここで重要だと筆者に思えたのが、「如律令」という語との比較であった。この「如律令」という語は、カローシュティー木簡よりは時代的にやや先行する漢代の木簡の、それも下行文書の末尾の常套句として現れてくるものである。この語が表しているのは、「法」のもつ威嚇的な観念であると言われている〔富谷 2003: 189-196〕。この「如律令」という語句の参照を通じて、「法」に関わる中国的な観念のカローシュティー木簡中の「ダルマ」への影響の可能性についても、最後に若干触れておきたい。

I キラムドラの分類

キラムドラ（楔形封印命令書）と呼ばれる文書を構成する定型句についてはすでに別に述べたところであるが〔赤松 2001: 386-387〕、修正を加えた上でここに再度示しておきたい。キラムドラは、一般に次のような定型句を伴っている。

- (1) 「偉大なる大王が記す。X に命令を与える。以下のごとし。」 (mahanuava maharaya lihati X maṃtra deti ṣa ca)
- (2) 「いまここに、Y が次のように (a) 告訴している / (b) 申告している⁵⁾。」 (ahono Iśa Y (a) garahati/ (b) viṃṇāveti yatha… …)
- (3) 「このキラムドラがそちらに届いた時には、ただちにそちらで、この係争は、宣誓と証人とをともなって、直接対面して、注意深く、審理されるべきである。」 (yahi eda

4) dharmaあるいはdhammaを「法」と漢訳することは、後漢においてすでに定着している（京都大学人文科学研究所の船山徹助教授の教示による）。

5) 木簡中で、このふたつの語句「告訴している」と「申告している」の明確な使い分けはなされていない。

kilamudra atra eṣāti praṭha atra vivada śavathena sačhiyena samuha anada prochidavo)

(4) 「法に応じて⁶⁾、判決がなされるべきである。」(yatha dhamena niče kartavo)

(5) 「そちらでは汝は宣告しないように。押収したものはこちらの王廷に送られるべきである。こちらで直接対面して、最終決定があるであろう。」(atra na paribujiṣatu hasta-gada iśa rayadvarammi viṣajidavo iśemi saṃmuha niče bhaviṣyati)

いまこれらの定型句の内のどれを含みどれを含んでいないかによって、キラムドラを分類するならば、次の3つの類型に分類可能である⁷⁾。

A. (1) の定型句だけを含むもの

[KI: 4, 5, 16, 22, 23, 28, 35, 40, 42, 55, 57, 64, 70, 135, 136, 143, 156, 214, 236, 275, 296, 309, 341, 355, 367, 371, 374, 468, 494, 504, 562, 706, 725]

B. (1) から (5) までの定型句を含むもの

[KI: 1, 3, 6, 9, 7, 11, 12, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 24, 27, 29, 31 (+ 764), 32, 33, 36, 37, 39, 45, 46, 47, 49, 51, 53, 54, 56, 58, 61, 62, 63, 68, 71, 124, 134, 192, 219, 223, 229, 235, 243, 262, 265, 286, 297, 308, 312, 344, 356, 359, 364, 386, 403, 408, 423, 433, 435, 451, 473, 474, 479, 480, 481, 482, 492, 503, 509, 520, 524, 526, 528, 530, 538, 540, 542, 545, 551, 555, 561, 564, 606, 636, 638, 643, 729, 730, 734, 741] (ただし、後に検討するように、(4) の定型句「法に応じて、判決がなされるべきである」は、それに対応するいくつかの変型パターンをとって現れてくる場合がある。上の一覧中で、番号にアンダーラインが付されているのが、変型パターンを含んでいるものである。逆に言えば、番号にアンダーラインが付されていないものは、(4) の定型句を含めてすべての定型句をほぼ完全に具えたモデルである。)

C. (1) と (2) を含み、(4) を含まないもの

[KI: 10, 52, 144, 198, 226, 279, 310, 315, 339, 340, 366, 375, 393, 396, 430, 438, 439, 484, 491, 502, 516, 518, 532, 550, 567, 621, 630, 632, 639, 719]

いまこれを内容によって区別すれば次のようになる。

A. 王による直接命令

B. 係争について審理・判決の実施命令

C. 王による決定の執行命令

6) 本稿で以下に論じるのが、この文句の表す観念であるから、ここでは単なる訳として示しているだけである。ただし、赤松 2001: 387 に示した翻訳「王法に則って」は誤訳として撤回する。

7) ただし、上板あるいは下板のみ残っているものなどで、分類不可能なものは除外している。

形式上の分類に従ってのこのような内容の区別は、それが含む定型句を見ただけでも、おおよその予想がつくところであろうが、具体的にそれぞれの文書が扱っている案件を見ておこなれば次のようになる。まず、Aであるが、これに属する文書が扱っている主な案件は、(1) 王の管理下にあるラクダの移動や送付、またラクダの貸与などに関するもの (KI 4, 5, 23, 40, 55, 64, 341 など)、(2) 税の送付や取立てに関するもの (KI 42, 57, 70, 236, 275, 309, 374, 725 など)、(3) 州境を越えた逃亡者の扱いに関するもの (KI 136, 296)、(4) 州境を越えて旅行する役人および馬などの扱いに関するもの (KI 22, 135, 214, 367 など) などである。これに対して、Cは、王によって直接的に決定が下される点では、Aと同じであるが、当事者による申告がある点が異なっている。このCに属する文書の内容は様々であるが、この類型に属する文書にのみ特徴的なものとして、公の役職に関わる要求、特に過重な役目の免除の申し出に関するもの (KI 10, 182, 189, 430, 438, 439, 518) があるのが注目される。

さて、いま見たように、AとCが、王の命令や決定を直接伝える文書であるのに対して、定型句のすべてを含むBは、かなり性格を異にする文書であると言わなければならない。先に示した、(1) から (5) までの一連の定型句をもう一度見るならば、これが、(2) 告訴→(3) 審理→(4) 判決→(5) 宣告という順序になっていることに気がつくはずである。これは訴訟のプロセスである。つまりこのBの文書は、王が訴訟の実施を命じるものに他ならないのである。古代インドにおいては、訴訟における審理は王がなすべき事柄であった [渡瀬 1991: 第8章, 第9章]。したがってこの文書は、王が裁判の代行を州の長官 (チョジボー) に命じているものなのである。そしてそれゆえに最終的な決定の言い渡し (5) だけは、ひとり王によってのみなされるものであることが、最後に言われているのである。この文書の例をひとつ示してみよう。

KI 20:

(上オモテ・宛名) チョジボー (州長官) のソーンジャカに与えられるべきもの。

(下オモテ・文面) 偉大な大王が記す。チョジボー官のソーンジャカに命令を与える。以下のごとし。今、ここに、リペーヤが次のように訴え出ている。コーリサによって、この者 (リペーヤ) の女チャモーが頭を割られた。アウガラによって、女パルヴィサーが打たれて傷つけられた、と。この係争は、宣誓をともなって、証人をともなって、直接対面して、注意深く、審理されるべきである。法に応じて、判決がなされるべきである。そちらでは汝は宣告しないように。こちらに送られるべきである。

(下ウラ・保管用インデックス) リペーヤとコーリサの件。

さて問題の「法」である。ここで、「法に応じて、判決がなされるべきである」として現れているこの「法」は、果たしてどのような観念を表しているのか。この定型句に代えて、別の表現が現れる場合もある。その具体例も見ておこう。

KI 71 :

(上オモテ・宛名) チョジボー官のクラナヤとショータンガ官のリペーヤに与えられるべきもの。

(下オモテ・文面) 偉大なる大王が記す。チョジボー官のクラナヤとショータンガ官のリペーヤとに、命令を与える。以下のごとし。今、ここに、リムスが次のように申告している。一頭の牝ラクダが、彼（リムス）とシマシュリーとの共有になっていた。スギカという名の男と〔シマシュリーの〕娘スマガサーは、この牝ラクダをシマシュリーの家から盗んで逃亡した。リムスと彼の父親は、警備の兵とともに後を追った。この牝ラクダの足を取り戻した。(上ウラ・文面) このラクダの足二本分は、リムス親子に属し、他の足二本分は、警備の兵のものとなった。かれらは警備の兵の取り分である足二本分を、かれらに与えた。シマシュリーはそれについて、自分の持ち分を要求している。この係争は、宣誓をともなって、証人をともなって、直接対面して、注意深く審理されなければならない。そちらではオグ官のカラムツェがこの種の係争を一度審理した。まさにそれと同様に今、法に依じて審理されなければならない。そちらでは汝は宣告しないように。押収したものは王廷に送られるべきである。こちらで、直接対面して、最終決定があるであろう。

(下ウラ・保管用インデックス) [文字消滅]

さて、「法に依じて、…」という定型句に現れる「法」の観念を考えようとするならば、訴訟を扱うこれらBの類型に属する文書が、実際にどのような事柄を案件としている係争であるかを見なければならない。いま上に訳出した具体例では、先の例は傷害暴行に関わる賠償請求、後の例はラクダの盗難に関わる所有権の認定と賠償めぐってのものである。Bの類型に属する文書を、こうした案件ごとに分類するとおおよそ以下ようになる⁸⁾。

- (1) 土地や家畜、物品の所有権争い [KI 3, 12, 13, 15, 39, 49, 68, 124, 219, 235, 297, 356, 359, 473, 479, 481, 482, 492, 509, 524]
- (2) 窃盗・傷害・損失などの賠償請求 [KI 1, 9, 17, 20, 29, 36, 47, 53, 56, 58, 63, 71, 262, 435, 540, 643]
- (3) 贈与約束の不履行 [KI 27, 32, 551]
- (4) 財産分配をめぐる争い [KI 18, 21, 62, 265, 474, 528, 542]
- (5) 土地の境界争い [KI 37, 503, 734]

8) 訴訟の案件としては、『マヌ法典』が数え上げる18の主題がよく知られている [渡瀬1991: 238-323]。それらを列挙すれば、(1) 負債の不払い、(2) 寄託、(3) 所有主でない者による売却、(4) 共同作業、(5) 贈与物の不譲渡、(6) 賃金不払い、(7) 協約不履行、(8) 売買の解除、(9) 家畜所有主と牧夫の紛争、(10) 境界紛争、(11) 言葉による暴力、(12) 暴行、(13) 窃盗、(14) 凶悪犯罪、(15) 姦淫、(16) 夫婦の生き方、(17) 財産分配、(18) 賭博、である。

(6) 賃金・代金・賃料の不払い [KI 54, 223, 433, 545]

(7) 負債問題 [KI 6, 24]

(8) 養子問題 [KI 11, 45, 564]

これを見てみると、王の直接的命令を伝える A に属する文書との性格の違いは一目瞭然であろう。つまり、A に属する文書が行政的な事柄に関して発せられる王からの直接的な命令を内容とするのに対して、B の類型に属する文書は、基本的に民事訴訟に関わるものである。そして、「法に依じて、判決がなされるべきである」という文句が、もっぱら民事に関連しての裁判の実施を命じる文書の中に現れてくるのであれば、そして王の命令に直接関わる文書の中には、「法」というこの語が現れることがほとんどないのであれば⁹⁾、ここでの「法」の観念については、すでに自ずと明らかであると言うこともできそうであるが、結論を急がず、いまま少しキラムドラに見る具体例の検討を通じての考察を続けることにしたい。

II 法 (dhamā) と国法 (raja-dhamā)

従来、「法に依じて、判決がなされるべきである」(yatha dhamāna niče kartavo) という文句は、どのように翻訳されてきたであろうか。たとえば、T・バローは、これを通常“A decision is to be made according to (the) law.”と翻訳し [Burrow 1940]、また H・リュースは、“Nach dem Recht ist die Entscheidung zu machen [Lüders 1940: 36]”あるいは、“nach dem Gesetze [Lüders 1936: 652]”とする。さらにまた、林梅村も、「依法作出判決」としている [林 1988]。翻訳としては当然のものであり、冠詞のあるなし、使用する語の違いによって、訳者がより具体的な法律の存在を予想していると思わせる場合と、より抽象的な「法」をそこに理解していると思わせる場合があるにせよ、ここでの「法」の意味を、彼らが特に問題にしている様子はない。ここでの「法」が意味するところは、曖昧なままであると言ってもよいだろう。しかしながら、すでに前節で触れたように、「法に依じて」と言われる場合の「法」が、もっぱら民事に関わって使用される語であることを考慮すれば、もう少し具体的で明瞭な像を、ここでの「法」について結ぶことができるのではないだろうか。例えば、次の例を見てみよう。

KI 219

(上オモテ・宛名) チョジボー (州長官) のソーンジャカに与えられるべきもの。

9) A に分類される文書の中で、「法に依じて」における「法」と同じ語義をもって使われている dhamā の唯一の例は、KI 494 におけるもので、「確立された法」というかたちで出る。その他は、「正しくない」(na dhamā, adhamā) という意味で使われている例 (KI 156, 468) があるのと、人物の名前の一部として出る例があるだけである。

（下オモテ・文面）偉大な大王が記す。チョジボー官のソーンジャカに命令を与える。以下のごとし。いま、ここに、次のようにモーギが申告している。この者（モーギ）には、チャマカとの間に、一頭の牡ラクダをめぐる、係争があると。このキラムドラがそちらに届いたら、直ちに審理されるべきである。国法に依じて、判決がなされるべきである (yatha raja-dhaṁena niḥeya kartavo)。もし事実と違っているならば、（上ウラ・文面）こちらに送られるべきである。

（下ウラ・保管用インデックス）モーギの一件。

いったい「国法」(raja-dhaṁa) とは何か。この語について、T・バローは、“the Law of the kingdom” としたり、“the law of the land” としたりして、文脈によってあるいは訳しわけているようにも見えるが、その意図は明確ではないし、特に注記があるわけでもない。また、林梅村は、「国法」と一貫して訳すだけである。「国法」とは、「王国の法律」ということであるのか。「一人の王の支配下にあるクロライナ国の法律」、それも何か成文化されているような法律を、この「国法」は、果たして意味しているのであろうか。そこで問題になるのは、‘raja’ が何を指しているかということである。

‘raja’ は、サンスクリットでは ‘rājya’ であり、「王に属する土地、国」を意味している。したがって、‘raja-dhaṁa’ すなわち ‘rājya-dharma’ を「国法」と訳しても、翻訳としてはなんら問題はない。問題は、その「国」が意味する実際の管轄範囲である。いったいここでの「国」(raja) は、クロライナ王国全体を指しているのか。実はこの問題には、すでに早くに解答が出されている。KI 第3部の編者 E. J. ラブソンは、Kings and Regnal Years という補遺を作成しているが、その中でこの ‘raja’ の意味するところを論じて、この語がカローシュティ木簡の中では、王国全体を指すのではなく、チャルマダナやチャドータといったその属領、つまりチョジボー（州長官）によって統治されている州を指して使われていることを明らかにしているのである [KI 3 : 324]。その箇所でも、ラブソンも指示しているのであるが、「法」の観念を問題としている目下の文脈でも同じく重要だと思えるひとつの具体例を見てみよう。

KI 229（上板のみのキラムドラ断片）

（上オモテ・宛名）チョジボー（州長官）のソーンジャカに与えられるべきもの。

（上ウラ・文面）以前からそちら汝の国においては、「法」が確立されているであろう、そのやり方に従って¹⁰⁾、判決がなされるべきである (yatha purva atra tumahu rajammi dhaṁa vyavasthavidaga siyati tena vidhanena niḥe kartavya)。

ここで「汝の (tumahu) 国において (rajammi)」とは、このキラムドラの宛先である

10) この例では、(4) の定型句の一部に、「そのやり方に従って」(tena vidhanena) という語句が置かれている。この種の変型定型句をもつものは、B 群のキラムドラのうちの、KI 6, 7, 14, 45, 63, 229, 555, 561, 729 である。

チョジボー官ソーンジャカの「国」、つまり統治している州においてということを使うものであることは明らかである。したがって、「国法」とは、「その州において古来確立されてきた慣習・取り決め」というほどの意味であると考えられるのである。いま、先の分類のB群に属する文書でこの種の変型定型句をとるものうち、(a)「国法に依じて、(判決がなされるべきである)」(yatha raja-dhamena)を含むものには、KI 33, 134, 219, 223, 408, 540, 638があり、また(b)「以前からの国法に依じて」(yatha purva rajadhamena)の語句を含むものには、KI 11, 19, 24, 297, 344, 423, 435, 636があるが、これらの例を検討してみても、「国法に依じて」という変型定型句が、「その土地(州)における古来の慣習に従って」という具体的で限定的な意味で使用されていることは確かである。いまひとつ具体例を示しておこう。

KI 435

(上オモテ・宛先) 共にチョジボー官である¹¹⁾クラナヤとリペーヤの兩名宛

(下オモテ・文面) 偉大なる大王が記す。共にチョジボー官であるクラナヤとリペーヤの兩名に命令を与える。以下のごとし。今、ここにビーマセーナが、次のように申告している。この者(ビーマセーナ)のラクダ達は、穀物(税)を荷物としていた。運搬の途上で死んでしまった。荷物はこちら(王都)に運ばれなかった。このキラムドラがそちらに届いた時には、直ちに、そちらで、注意深く審理されるべきである。以前からの国法として、人であれ動物であれ、王から命じられた役務の最中にそのものが死ぬようなことがあれば、必ず国法に基づいて、何らかの配慮(補償)があるものである。同様にこの件も、国法に照らして配慮されるべきである。

(下ウラ・保管用インデックス) ビーマセーナの件

このキラムドラは、二名のチョジボー官に宛てて発せられている。おそらく二人は別々の州を管轄する長官であると思われる。税として徴収された穀物を運ぶのは、多くの場合王の管理下にあるラクダか、あるいは王の所属となったラクダの役目であった。カローシュティー木簡には、この穀物運搬用のラクダに関する王の命令(分類A)がいくつか見られるが、KI 40 や 55 には、王の管理下において税の運搬に使われるこのようなラクダについては、旅行中のそれらに飼料や水を与えること、疲労した場合に保護すること、病気で死んだ場合に補償することなどは、いずれもそれぞれの地方、州の責任でなされるべきことが記されている。したがって、上のキラムドラは、税の運搬に関わったラクダが途中で死んだので、ラクダが通過した二つの州において、それぞれの土地での取り決めに従って、運搬に関わった者に対する何らかの補償がなされるべきであるから、それを審理するようにという王

11) クラナヤとリペーヤの二人が共にチョジボー官であることは、この語が複数形になっていることから理解できる。

からの命令を伝えるものだと言えるだろう。ここでの「国法」は、明らかにその土地、州の取り決め、慣例を指すものに他ならないのである。

「法に応じて、判決がなされるべきである」という定型句を含むB群のキラムドラと、「国法に応じて、判決がなされるべきである」という変型定型句を含むB群のキラムドラとの間に、それらが扱う案件に違いがないことはすでに確認した通りである。いずれのキラムドラも、民事に関わる種々の裁判の実行を命じるものであって、両定型句の間に何らかの使い分けがなされているとは思えない。したがって、「国法に応じて」が、「その土地、州の取り決め・習慣に従って」ということを意図したものであることが確認された以上、「法に応じて」というこの定型句もまたやはり、かなり具体的な意味で、それぞれの土地における取り決めや習慣に従って、それぞれの案件に関わる判決が下されるべきことを言っているものと理解しなければならないことになる。

III 「如律令」との対照 —— むすびにかえて ——

キラムドラと呼ばれるカローシュティー文書に現れる「法」すなわち「ダルマ」が意味するのは、「各地方・州における慣習的・伝統的やり方」に他ならない。「法」という語から想像するにはいささか予想外のこの結論は、しかし上に見たように、「ダルマ」というこの語がもっぱら民事訴訟に関わるキラムドラの中にしか現れてこないという事実を考慮すれば、認めざるを得ない結論であると私には思える。逆に言うならば、王権や国家の支配体制との関係の中で理解される「法」とは、ここでの「ダルマ」は、違った観念であるということになる。つまり、「法」とは、何よりも国家が定める刑法であり、それへの違反に対しては刑罰を定めることによってその強制性を保持するといった観念 —— 中国的な「法」の観念 —— は、ここには、少なくともカローシュティー文書に現れる「ダルマ」のうちには、見られないのである。このようないささか拍子抜けする結論を出してしまった以上、いまさら「如律令」という、「法」のもつ脅迫的・威嚇的はたらきを象徴する語句との対照を試みてもあまり意味がないと言われるかもしれない。そもそも「律」とは刑罰法規であり、「令」とは行政法規なのである。「ダルマ」が民事にのみ関わるのであれば、対照のしようもないではないか、ということになる。しかしここではあえて「如律令」に言及しておかなければならない。なぜなら、西域出土の行政文書としてのカローシュティー木簡¹²⁾に、中国的な「法」観念の影響が見られないと断言することは、やはりかなりの慎重を要することのよう

12) 上に述べてきたB群に属するキラムドラが言及する裁判の案件は、すべて民事である。しかしそのような訴訟の審理を命じる王の命令書として、それらは行政文書である。この点を混同してはならない。したがって、キラムドラが楔形という威嚇的な形態をとっていることと、そこでの「ダルマ」が威嚇的な観念でないことは矛盾しない。

に私には思えるからである。

さて、「如律令」という語であるが、現代の日本でもなおある種のおまじないの言葉、呪符の文字として、「急急如律令」が通用していることは周知の通りである。この「如律令」の語は、もともとは皇帝からの下行文書の末尾に見られる常套句であり、漢代の木簡、特に「居延新簡」と総称される木簡類の中に数多く見られる文句である。それらの木簡の具体例については、専門家の論〔大庭 1998：163, 174；富谷 2003：189-196〕にあたってもらいたいが、大部分が、辺境の役人に対して行政的な命令を与えるための下行文書である。なぜこのような下行文書の末尾に、「如律令」という語が用いられることになったのか。「それは律や令という法律には威嚇の効果があり、あえて『法律と同じだ』と記すことで、文書に畏怖、威厳、威嚇を賦与し、それでもって命令の徹底を期待したのだ」〔富谷 2003：192〕が、専門家による答えである。つまり、「如律令」は、命じた仕事を役人に遅滞なく行わせるための文句であるが、そこには、「法」のもつ威嚇的な効果が象徴的に示されているということである。ところで、すでに見てきたように、キラムドラもまた下行文書である点では、この漢の木簡と同じである。さらに、先に示した分類で言えば、A群に属する「王による直接命令」の文書や、C群に属する「王による決定の執行命令」の文書は、それ自体が役人に対する命令書である。なぜこれらの文書に「ダルマ」の語が現れてこないのか。もし「ダルマ」が、中国的な「法」と同様に、王の権威を背景とした強行性、威嚇性をもった観念であったならば、これらA群やC群の文書の中にこそ現れてきてしかるべきものであったはずである。それが、王の命令と直接関係するそれらの文書の中には現れてこず、かえって民事訴訟に関連する一連のプロセスの中の言葉として、「法に依じて、判決がなされるべきである」という文言として現れてくるということは、その「法」は、「正当性」を要求し、「正義の実現」を求める観念を表すものではあり得ても、社会的・組織的秩序を強制的に維持しようとする外部的な力に関わる観念を表すものではあり得なかったということになるであろう。かくして、「法に依じて」という語句がもつ観念は、「如律令」がその内にはらんでい

る観念とは全く別ものであるということになるのである¹³⁾。

(2005年7月14日)

13) 本稿は、2005年6月4日土曜日に開催された第54回羽田記念館定例講演会で筆者が行った発表「カローシュティー木簡に見る法と習慣」に対して、井狩彌介先生と荒牧典俊先生から頂いたご教示をきっかけにまとめたものである。貴重なご助言を下されたお二人の先生に心より感謝申し上げます。また、常づね、あれこれ様ざまな観点からの議論に根気よく付き合って下さり、今回も「如律令」に関していくつかの教示を与えて下さった京都大学人文科学研究所の富谷至教授にも、心より感謝します。

参考文献

- KI: *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, Parts I (1920) and II (1927) transcribed and edited by A. M. Boyer, E. J. Rapson, and E. Senart; Part III (1929) transcribed and edited by E. J. Rapson and P. S. Noble, with complete Index Verborum. Oxford: Clarendon Press.
- RRATX: Research Report into an Ancient Town in Xinjiang, China: Archaeological Studies, No. 1 (1996); No. 2 (1999). (『中日 / 日中共同尼雅遺跡学術調査報告書』第一卷 (1996), 第二卷 (1999))
- Burrow, T. (1937) *The Language of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*. Cambridge.
- Burrow, T. (1940) *A Translation of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*. London.
- Lin, Mei-cun (林梅村) (1996) Kharoṣṭhī Bibliography: The Collections from China (1897 - 1993). *CAJ* 40/2. 188 - 220.
- Lüders, H. (1936) Zur Schrift und Sprache der Kharoṣṭhī-Dokumente. *BSOS* 8. 637 - 655. (= *Kleine Schriften* 369 - 655.)
- Lüders, H. (1940) Zu und aus den Kharoṣṭhī-Urkunden. *AO* 18. 15 - 49. (= *Kleine Schriften* 405 - 439.)
- Stein, M. A. (1901) *Preliminary Report of a Journey of Archaeological and Topographical Exploration in Chinese Turkestan*, Eyre & Spottiswoode.
- Stein, M. A. (1907) *Ancient Khotan. Detailed Report of Archaeological Explorations in Chinese Turkestan carried out and described under the Orders of H. M. Indian Government*, 2 vols. Oxford: Clarendon Press.
- 赤松明彦 (2001) 楼蘭・ニヤ出土カロシュティエー文書について 富谷至 (編) 『流沙出土の文字資料——楼蘭・尼雅文書を中心に』京都大学学術出版会, 369 - 425.
- 佐藤進一 (1971) 『古文書学入門』法政大学出版局.
- 富谷 至 (2003) 『韓非子』中公新書 1695.
- 林 梅村 (1988) 『沙海古卷』北京・文物出版社.
- 渡瀬信之 (訳) (1991) 『マヌ法典』中公文庫.

(京都大学大学院文学研究科)